

知財アレルギーへの レクイエム

the requiem for people with an allergy to intellectual property



Lesson14 : 信用毀損行為(1)

中川 淨宗

1. はじめに♪

皆さんこんにちは。9月に入り秋の気配が徐々に濃くなってきました。知的財産の「永遠の吟遊詩人(!)」こと弁理士の中川淨宗です。

今回は、「不正競争防止法」が「不正競争」として規制するさまざまな行為のなかでも、特定の者に対して直接的に攻撃を加えることから、特に違法性が高いとされる「信用毀損行為」(不2条1項15号)について説明します。

まず、右図で説明しましょう。X社は、菓子の製造販売を行っているとして、このとき、X社のライバルであるY社が、実際にそうした事実はないのに、X社の取引先であるZ社に対し、「X社は有害な人工甘味料を使用して菓子を作っている」旨を通知する行為が、信用毀損行為に該当します。

信用毀損行為は、被害者になると甚大な損害を被ってしまう一方、簡単に加害者にもなり得るという特徴があります。そういった意味で、不正競争のなかでも、皆さんに特に注意していただきたい行為の一つです。

 本稿は個人レッスン形式で進めていきます。半年ぶりなので簡単に自己紹介をお願いします。

 不正競争防止法だけでなく、家でも学校でも信用されることは大切ですよね。「今後の進路が気になる10代」、女子高生の知明です。

 だけど、家にも会社にも毀損されるような信用がほとんどない、「定年後の生活が気になる50代」、メーカー知財部長の法雄です。

2. 規定の趣旨♪

 さて、冒頭のY社は、要するにウソについてZ社がX社との取引を中止するように妨害しているわけですから、それが悪いことだというのはもちろん分かります。

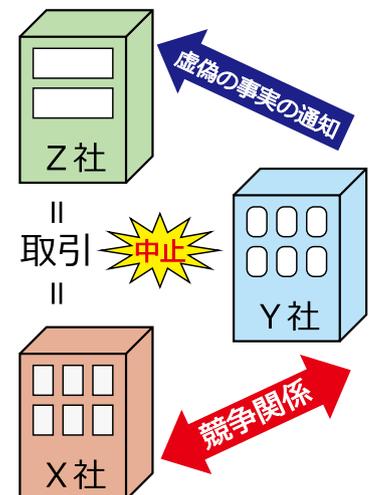
でも、あらためて考えてみると、不正競争防止法が信用毀損行為を規制するのは、なぜなのでしょう？

 X社の菓子は、有害な人工甘味料を使用しておらず、安全であるといった「営業上の信用」は、それ自体がX社の重要な資産です。

だからこそ、Z社は、X社と取引をしてくれるわけです。そして、この営業上の信用やZ社との取引は、X社が他社と競争した結果、X社の企業努力によって得られた成果なのです。

 しかし、Y社がX社を中傷することで、X社は営業上の信用やZ社との取引を失ってしまうわけですね。つまり、Y社はX社を競争上不利な立場に追い込めるわけです。

 それに法雄さん、Z社は、X社との取引を中止したので、今度は同じ製菓事業を営むY社と取引を始められるかもしれませんよ。



つまり、Y社は何も企業努力を行っていないのに、Z社との取引という成果を得られます。そうすると、Y社はX社よりも競争上有利な立場に立つことができるわけですね。

 もし、不正競争防止法が信用毀損行為を規制しないと、Y社がX社を中傷しなければ成立するはずだったX社とZ社の取引が、成立しなくなってしまうわけですね。

 営業上の信用や顧客を手に入れるために、会社などは多大な企業努力を払っているはずですね。

それが、不当な手段によって簡単に奪われてしまうとすれば、そうした企業努力をしようという動機付けがなくなってしまうかもしれませんね。

ところで先生、どういった経緯で、不正競争防止法に信用毀損行為の規定が設けられたのでしょうか？

 皆さんもご存じのとおり、特許や商標などの国際的な保護を図るための条約として、1883年に成立した「パリ条約」があります。

パリ条約は、1900年に改正され、各同盟国に対して、信用毀損行為を含む各種の不正競争から各同盟国の国民を保護するように義務付ける規定が新たに設けられました（10条の2）。

日本の不正競争防止法は、この規定を順守するために、昭和9年に制定された法律です。信用毀損行為は、その制定当初から規定されていたのです。

3. 第1の要件A

 こういった趣旨と経緯から、不正競争防止法は、以下の4つの要件を満たす信用毀損行為を不正競争として規制しているんですね。

その第1の要件は、冒頭の例でいえば、Y社から見て、X社が「競争関係にある他人」であることです。

①「競争関係」とは？

 まず、「競争関係」とは、一般に加害者と被害者の双方の営業について、その需要者や取引者が共通する可能性があれば認められます。

 そうすると、両方とも菓子の製造販売を行うX社とY社のように、当事者が現在同じ種類の商品や役務（サービス）を取り扱っている場合、競争関係は当然ありますね。

 それに、競争関係は潜在的なものでもいいので、将来同じ種類の商品や役務を取り扱う場合も、競争関係は認められそうですね。

例えば、これまでは別の事業を営んでいたX社が新たに菓子の製造販売事業を開始しようとしたときに、Y社がそれを妨害すべく、「X社は菓子に有害な人工甘味料を使用するつもりである」旨をZ社に通知する行為も、信用毀損行為に該当するでしょう。

 ところで先生、自分のためではなく、他人のために中傷を行った場合、競争関係の有無はどのように判断されるんですか？

例えば、Y社の従業員であるPが、一個人として、Z社に対してX社を中傷する通知を行った場合です。

 Pによる中傷が、あくまでもY社における業務に関連して行われたのであれば、やはりY社はPによる中傷について責任を負います。

また、P自身についても、その中傷が外見上Y社のために行った行為であると認められる場合には、X社との間に競争関係を認め、Y社とは別にPの責任を追及できると考えられます。

 それなら、Y社の内部の者に限らず、X社との間で競争関係があると認められることは他にもありそうですね。例えば、Y社の専属販売店であるQ社がY社のためにX社を中傷するような場合です。

 そうですね。その中傷が外見上Y社のために行った行為であって、Q社とY社が共犯であると認められる場合には、X社との間に競争関係を認め、Y社とは別にQ社自身の責任も追及できると考えられます。

PやQ社に対して、中傷の差止めなどを直接求める必要もあるからです。

 でも、競争関係が全くない者の間で行われた中傷は、信用毀損行為に該当しませんよね。

それじゃ先生、一消費者にすぎない私が、「法雄さんの会社の製品には欠陥がある！」って中傷しても、問題にならないってことですか？

 ちょ、ちょっと、知明さん、困りますよ！ そのせいで、ウチの会社の業績が悪化したら、私なんか真っ先にリストラの対象ですよ！！

 知明さんの言うとおりで、競争関係が全くない者の間では、信用毀損行為は成立しません。

しかし、民法上の「不法行為」（民709条）による損害賠償請求や、刑法上の「名誉毀損罪」（刑230条）の対象になる可能性は十分にありますよ。

②「他人」とは？

 次に、「他人」とは、自分以外の者のことであって、加害者が信用を毀損する相手方のことです。

会社のような法人の他、自然人（個人）、または学会のような法律上の権利義務の主体にならない権利能力なき社団も、他人に該当します。

 先ほどの競争関係には将来的なものも含まれますから、現在事業を行う者の他、これから事業を開始する者も他人に含まれそうですね。

 それに、他人は、単独の場合も、複数の場合もあり得ます。

例えば、Y社が「X社の属する企業グループでは、有害な人工甘味料を使用している」と述べれば、その企業グループ全体を中傷できます。

 でも、従業員が自分の勤務先について行う場合のように、自分が自分に対して行う行為は、信用毀損行為には該当しないはずですよ。

例えば、法雄さんが「自分の会社の製品には欠陥がある！」と中傷しても、信用毀損行為には当たりません。

 そのとおりです。自分で自分を中傷しても、不正競争防止法の保護法益である公正な競争秩序を害することはないためです。

そうは言っても、法雄さんが競業他社に転職しようとしているとか、退職して競合する会社を設立しようとしているといったように、実質的にその組織の統制を離れている場合には、他人に該当する可能性があります。

ですから、法雄さんがこういった立場で自分の勤務先を中傷すると、信用毀損行為に当たる可能性もあります。

 ちょ、ちょっと、お2人とも、私はそんなことしませんよ。

しかし、そうであれば、自分の営業についてウソの情報を流して、自分の営業上の信用を高めようとしても、信用毀損行為に該当しないわけですね。

例えば、冒頭のY社が、実際には人工甘味料を使用しているのに、「自社の菓子は人工甘味料を一切使用していない」とZ社に通知する場合です。

 そのとおりです。「X社は使用しているけど、わが社は使用していない」といったように、それが競争関係にある他人の営業上の信用を低下させるものでなければ、ウソをついて自らの営業上の信用を高めても、信用毀損行為には該当しません。

ただ、このような行為は、以前紹介した「^{じやっつき}誤認惹起行為」（不2条1項14号）に該当しますし、「景品表示法」の規制も受ける可能性があります。

 最後に、誰を中傷しているのかが分からなければ、信用が毀損されることはないので、他人は「特定」されなければなりませんね。

冒頭の例のように、「X社」といった名称を提示するなどして、他人を明示する必要はあるのでしょうか？

 いえ、受け手が、その他人が誰を指すのか判別できれば、他人は特定されているといえます。

例えば、同じ種類の菓子を製造する者がX社とY社しか存在しない場合に、Y社が「弊社の競業者」と表現すれば、受け手であるZ社は、それがX社のことだと十分判別できるでしょう。

4. 第2の要件J

 さて、第2の要件は、競争関係にある他人の「営業上の信用を害する事実」であることですね。

①「営業上の信用」とは？

 「営業上の信用」とは、その事業者がこれまで行ってきた営業活動に対する積極的な評価に基づいて、取引者や需要者が抱く将来の成果や給付に対する期待のことです。

それは、外部的な信用、つまり、ある人の経済的な価値に対して、他人が与える価値判断のことをいいます。

 う～ん、少し難しいですが、冒頭のX社は有害な人工甘味料を使用していないから、X社の菓子は安全だといったZ社から得られる評価が、まさに営業上の信用なんですわ。

一方、Y社の中傷によって、X社の社員のプライドが傷つけられても、それは主観的な問題であって、営業上の信用ではないということです。

②「害する事実」とは？

 そして、このような営業上の信用を「害する事実」とは、他人の信用を喪失あるいは低下させる事実のことであって、それを知れば被害者と取引することを受け手に躊躇させるような事実のことです。

 ということは、何らかの実害が生じる必要ではなく、その事実の内容が信用を害するおそれがあれば十分だということですな。

つまり、冒頭のZ社が実際にX社との取引を中止しなくても、取引を中止するおそれさえあれば、営業上の信用を害する事実には該当するわけです。

 そうですね。また、事実には、商品の性質といった人の外部的な物事だけでなく、動機や目的のような人の内部的な物事も含まれます。

例えば、冒頭のY社が、「X社は消費者の健康を損なうことを目的として事業を行っている」などと述べて、X社の営業の目的を中傷することも、信用毀損行為に該当するでしょう。

 それに事実、現在の事実だけでなく、過去の事実についても問題になりそうですね。

冒頭のY社が、「X社は過去に有害な人工甘味料を菓子に使用していた」と中傷しても、Z社が取引を中止する可能性は十分にあるためです。

 ここでいう事実、あくまでも先ほどの営業上の信用に関するものであることが必要ですが、必ずしも直接的に関係する必要はなく、間接的に影響する事実も含まれます。

 例えば、法雄さんが偽ブランド商品を輸入して商標権侵害で逮捕されたなんて中傷がされれば、「そんな人が知財部長を務める会社なのか！」ということで、法雄さんの会社の信用は失墜しますもんね。

 ちょ、ちょっと、知明さん、私はそんなことしませんよ！

ただ、事実とは、あくまでも「客観的な事柄」のことをいいますから、主観的な意見や抽象的な見解といった価値判断は、事実には含まれません。

例えば、冒頭のY社が、Z社に対して、「X社の菓子はおいしくない」旨を述べたとしても、菓子がおいしいかどうかは主観の問題ですから、信用毀損行為には該当しないわけですな。

 ここで従来判例において、営業上の信用を害する事実であるか否かは、主に次のような要素が検討されてきたところです。

第1に、加害者が受け手に対し伝達した内容です。中傷の表現の仕方が直接的であればあるほど、営業上の信用を害するおそれは当然高いでしょう。

 第2に、受け手の事情ですわ。冒頭のZ社が、菓子に精通している場合より、精通していない場合のほうが、Y社の中傷を信じてX社との取引を中止する可能性は高いです。

 第3に、被害者と受け手の関係です。X社とZ社が長年にわたって取引をしている場合より、取引の日が浅い場合のほうが、Z社が取引を躊躇する可能性は高いでしょう。

 第4に、商品や役務の性質ですわ。例えば、国内産の素材を使用しているのに、「外国産の素材を使用している」と中傷された場合、工業製品より食品のほうが、素材の産地が安全性に直結するので、営業上の信用を害するおそれは高いですね。

 さて、今回は残り2つの要件と侵害からの救済の話ですわ。今回は、私の信用が大いに毀損された気がしますなあ……。 (次回に続く)

中川 淨宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長 / 弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設。知的財産の実務に携わりながら、専修大学および東海大学の講師も務める。モーツァルトはレクイエムの作曲中に絶命したが、中断した箇所を自筆譜を見ると、まだ書きたかったのだろうと少し切なくなる。

〒231-0006 神奈川県横浜市中央区南仲通3-35 横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp/index.html>
E-mail : customer@ipagent.jp